

宜野湾市議会反問権実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宜野湾市議会基本条例（平成28年宜野湾市条例第21号）第16条第2項に規定する反問権について、必要な事項を定めるものとする。

(反問の実施)

第2条 議長から本会議への出席を要請された市長その他の者（以下「市長等」という。）は、議員の質問が終了し、市長等が答弁を始める前又は答弁を終了した後に挙手の上、議長に反問するための発言を求め、その許可を受けてから行うものとする。

2 議長は、市長等から反問の意思を示された場合において、その内容が議員の質問の趣旨、内容、背景及び根拠を確認するものと認めるときは、これを許可するものとする。

3 反問は同一の議員の質問につき、2回を超えることができないものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、この限りではない。

(発言時間)

第3条 反問に対する議員の答弁は質問時間に含めない。

(議長の議事整理権)

第4条 議長は、市長等が反問権を行使した場合に、内容が第2条第2項から逸脱するものと判断した場合は、発言を制止することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、反問権の実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。